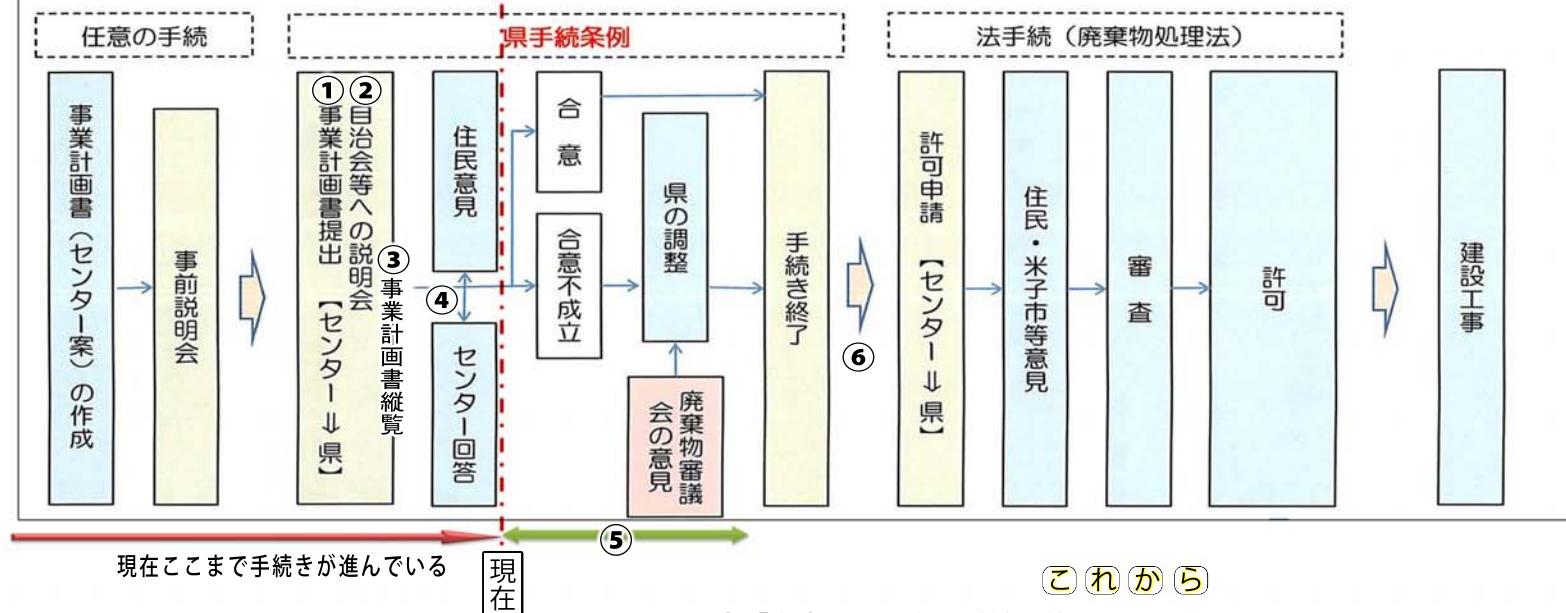


今後の手続の流れ（想定）

環境管理事業センター



現在ここまで手続きが進んでいる

現在

これから

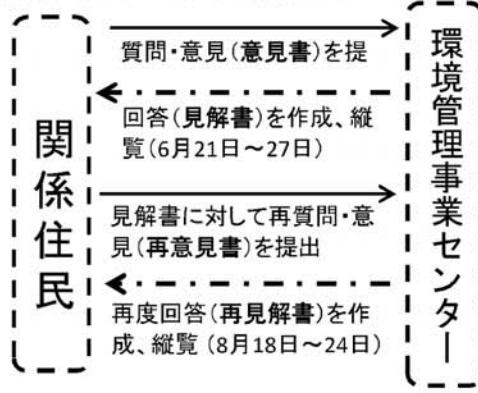
これまで

- ①昨年11月30日に提出
②③④

関係自治会とは

産廃計画地周辺の6自治会のこと
「西尾原」「小波上」「小波浜」
「上泉」「下泉」「福平」の各自治会

「事業計画書」を縦覧(1月13日～3月6日)
関係自治会への説明会開催(1月20日～2月19日)



9月19日

上記がどのようなものであったかの文書（実施状況報告書）を事業センターが県に提出。

県は、米子市にもその実施状況報告書を示し、それについての米子市の意見を求める。

げんざい

米子市は、意見をまとめるにあたって、9月29日に「全員協議会」を開いて議会の意見を聞こうとしたが、淀江漁協の人たちは「自分たちを無視して手続きが進められようとしている」として抗議、議会は開催されず。（翌日の新聞に大きく取り上げられた）

市当局は、再度、全員協議会を開催するために、いろいろ、日程調整をしているところ。



⑤「合意」の場合は手続き終了

「合意不成立」の場合は、県が「調整」して、やはり手続き終了

※どちらにしても、「手続き終了」になる

※「合意」対象は「関係住民」、つまり周辺6自治会だけの意思でことがすすむ。（その他の淀江町の住民は蚊帳の外）

⑥「県手続条例」が終了すると、「法手続(許可申請)」に進む。

許可申請をするためには、計画地の土地に関して、地主の承諾を得て確実に使用できるという書類が必要。

（現在、地主である米子市は、そのような承諾をしていない）

米子市が、「土地を提供する」と言わない限り

この計画は前には進まない。計画は、中止になる。

米子市が「土地を提供する」と言ってはならない3つの理由

【1】米子市は「この産廃計画は地元住民の理解が大前提」との見解

地元住民はこの計画に理解をしていない

旧淀江町の有権者の半数以上が反対の意思表示（反対の署名数）

県漁協淀江支所が反対声明

淀江校区連合自治会での説明会において、この計画に対して「納得できない。納得行くまで説明をしてもらいたい。意見交換を何回でも開きたい」との指摘があった。

大和地区自治会長会での説明会において、「きれいな水がいっぱい湧き出る自然豊かなところに処分場を作るのは反対」「処分場の名前に“淀江”を付けるのはやめてほしい”米子”とかにしてほしい」等の声があった。

→「理解していない」との声を上げよう

【2】淀江地域内に産廃処分場を作らないと言うことは

「水と緑の史跡のまち」と標榜する旧淀江町(民)の意思であった

産廃処分場としては使えないという開発協定を結んでいた

旧淀江町地内には「産廃処分場の適地はない」と公式表明

→合併後の米子市が、それを反故にするというなら、旧淀江町民にそのことに関して正式に意見を聞くべき（例えば、地域審議会で）

【3】大山開山1300年を機に「大山ブランド」「淀江がいな鮭（ざわら）」を全国にアピールしようとしている。

そういう場所に、産廃処分場を誘致するなんてありえない。